平成２２年（フ）第８０２号
名古屋市北区楠４丁目1007番地　グランシャリオ南107号
債務者　森山　悠也（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２５号
名古屋市中川区昭明町３丁目48番地の５　ジュネス17―A203号
債務者　川島　徹也
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４２号
愛知県春日井市上条町９丁目237番地８
債務者　谷口　恵美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４８号
名古屋市中川区西日置２丁目11番13号　コーポ溝川202号
債務者　シルキーカイロプラクティックこと　川口　絹代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７１号
名古屋市南区氷室町19番７―1301号　氷室荘
債務者　白羽　直幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８６号
名古屋市守山区小幡１丁目５番10号
債務者　蛭子　信二
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４９号
名古屋市名東区牧の里３丁目401番地　県営高針住宅２棟118号
債務者　佐野栄美子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２号
愛知県岩倉市本町畑中９番地３
債務者　中村のぶみ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６４号
愛知県一宮市大江３丁目４番18号
債務者　今枝多美子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８４９８号
大阪市都島区片町１丁目１番30号　プレデュシャトー305号
債務者　西本　裕司
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１５号
大阪市城東区今福東１丁目２番２―801号
債務者　深田　和美（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８０号
大阪府大東市泉町２丁目９番20号
債務者　居酒屋夜明かしこと　竹野　純子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５８号
大阪市西成区玉出西２丁目10番22―1216号
債務者　深尾ユキ子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０７号
大阪府東大阪市吉田５丁目14番46号
債務者　安田　紘一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９３号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―532号
債務者　宮崎　清美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６５号
大阪府茨木市太田２丁目６番15号、旧住所大阪府茨木市太田１丁目12番２号
債務者　城島　貴弘
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９９号
大阪府寝屋川市香里南之町６番23号
債務者　中西　智美
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９０８号
大阪市住吉区我孫子２丁目９番９号寿楽ハイツ２－A号
債務者　竹村　敬生
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部